

みんなで健活!!



【問い合わせ】健康増進課(保健センター ☎282-2797)



受動喫煙対策は “マナー”ではなく“ルール”です

令和2(2020)年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向け、さまざまな取り組みが行われる中、望まない受動喫煙をなくすため、**国内全ての施設で禁煙措置等の対策が義務付けられました。**

望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、健康増進法の一部を改正する法律によって、全ての人にとって“マナー”ではなく“ルール”(法律による規制)に変わりました。

これに伴い、村内の施設でも、4月から村立東海病院が敷地内禁煙となり、7月からは、東海村役場庁舎や総合福祉センター「絆」等が敷地内禁煙となりました。※敷地内禁煙となっている村の施設一覧は、村公式ホームページ(「敷地内禁煙」で検索)をご覧ください。

●令和2年4月から「原則屋内禁煙」へ

飲食店やオフィス、事業所、交通機関など、多くの方が利用する施設は、令和2年4月から原則屋内禁煙となります。ただし、喫煙ブースなどの喫煙専用室・指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室を設置した場合、その室内でのみ喫煙することができます。



●たばこを吸う際は周囲への配慮を

屋外や家庭などで喫煙する際は、喫煙できる場所であっても、望まない受動喫煙を防ぐために、周囲への配慮をお願いします。

たばこを吸う人も吸わない人も、それぞれがお互いの立場を尊重し、気持ち良く過ごせる環境をつくっていきましょう。

受動喫煙防止講演会

期日▼11月27日(水)

時間▼午後1時から3時(午後0時30分受け付け開始)

場所▼総合福祉センター「絆」

対象▼村内在住の方

内容▼▽「健康増進法の一部を改正する法律」による新たな受動喫煙対策等の概要説明 ▽講義…「望まない受動喫煙から子どもたちを守ろう」講師…薄井尊信さん(村立東海病院管理者兼院長)▽実技…「禁煙の継続サポートにアロマセラピーを活用しよう」講師…鈴木さちよさん(鈴木ハーブ研究所代表)

その他▼▽保育サービス(無料、先着20人)があります。▽ハンドタオルをお持ちください。▽とうかい健康ポイント対象事業です。

申し込み▼11月15日(金)までに、保健センターへ申し込みください。

特別版

効果的なウォーキングの方法を学べます

「みんなですこやかウォーキング」に参加しませんか?

毎月第1金曜日に開催している「みんなですこやかウォーキング」。12月6日(金)は、特別講師として、柏崎海さん(株式会社ルネサンス フィットネスチーフ)を迎え、ウォーキングの方法を学びます。雨天時は、屋内でデモンストレーションとウォーキングフォームのチェックをします。申し込みは不要ですので、興味のある方は、ぜひこの機会にご参加ください。

日時▼12月6日(金)午前9時30分から(午前9時受け付け開始)

対象▼村内在住の方

その他▼集合場所や内容など、詳細は、「広報とうかい」(11月25日号)をご覧ください。

